

保存期間 5 年

法務省管在第1303号

平成20年3月25日

地方入国管理局長 殿

地方入国管理局支局長 殿

法務省入国管理局長 稲見敏夫

「在留資格の変更，在留期間の更新許可のガイドライン」策定に伴う在留審査上の留意点について（通達）

在留資格の変更及び在留期間の更新は，法務大臣が適当と認めるに足る相当の理由があるときに限り許可することとされており，この相当の理由があるか否かの判断は，専ら法務大臣の自由な裁量に委ねられ，申請者の在留の状況，在留の必要性，相当性等を総合的に勘案して行っているところ，平成19年6月22日に閣議決定された「規制改革の推進のための3か年計画」を踏まえ，申請者の予見可能性を高める等の観点から，「在留資格の変更，在留期間の更新許可のガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を別添のとおり策定し，公表する予定です。

ついては，ガイドラインを踏まえ，入国・在留審査要領（以下「要領」という。）に定めるほか，下記の点に留意の上，審査することと願います。

なお，管下出張所長には，貴職から通知願います。

記

1 ガイドラインの位置付け

ガイドラインは許否の「基準」ではなく，相当性判断の代表的な考慮要素を示したものであり，ガイドラインに掲げる事項に適合していることを一般原則とするが，適合しない場合でも他の事情を総合的に判断した上で許可することは可能であり，適合している場合でも許可しないことは可能である。

2 留意事項

(1) 行おうとする活動が申請に係る入管法別表に掲げる在留資格に該当すること

要領第10編第4章第2節第1の1及び第5章第2節第1の1に従い、在留資格の該当性を審査する。

- (2) 入管法別表第1の2の表又は4の表に掲げる在留資格の下欄に掲げる活動を行うおうとする者については、原則として法務省令で定める上陸許可基準に適合していること

要領第10編第4章第2節第2の2(1)ア及び第5章第2節第1の1(1)アに従い、上陸許可基準への適合性を審査する。

- (3) 素行が不良でないこと

退去強制事由に準ずるような刑事処分を受けた行為、不法就労をあっせんするなど出入国管理行政上看過することのできない行為を行ったことが判明した場合は、素行が不良なものとして取り扱う。

- (4) 独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有すること

日常生活において公共の負担となっていることが判明した場合及びその有する資産又は技能等から見て将来において安定した生活が見込まれない場合(世帯単位で認められれば足りる。)は、独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有しないものとして取り扱う。生活保護を受給しているなど公共の負担が認められる場合であっても、生活保護等を受給することとなった経緯、家族状況等から人道上の理由が認められる場合には、その理由を他の考慮要素とともに勘案した上で、許可することとして差し支えない。

- (5) 雇用・労働条件が適正であること

賃金等の雇用・労働条件が労働関係法規に適合していないことが判明した場合は、雇用・労働条件が適正でないものとして取り扱う。

なお、労働関係法規違反により労働基準監督機関による勧告等が行われたことが判明した場合は、通常、申請人である外国人に責はないため、直ちに不許可とすることなく、雇用・労働条件が改善されたり、別の機関に適正な条件で雇用されることなどを確認した上で許否を決定する。

- (6) 納税義務を履行していること

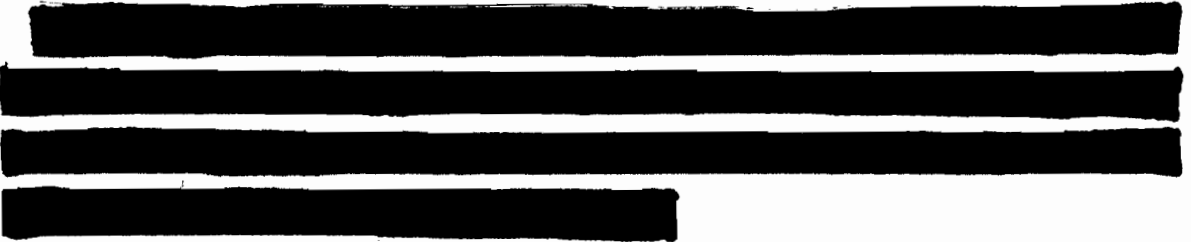
納税義務の不履行により刑を受けていることが判明した場合は、納税義務を履行していないものとして取り扱う。

なお、刑を受けていなくても、高額の未納や長期間の未納などが判明した場合で、悪質性が認められれば、納税義務を履行していないものとして取り扱う(課税証明書や納税証明書の記載から未納があることが判明しても、延納や分納が認

められている場合があるので、国税の納税証明書（その1、備考欄に延納等が認められている旨の記載のあるもの）の提出を求める等して確認する。）。

(7) 外国人登録法に係る義務を履行していること

外国人登録法に係る新規登録申請、変更登録申請、登録事項の確認申請などの義務を履行していないことが判明した場合は、平成19年12月21日付け法務省管第6682号に定めるほか、義務の履行を指導し、義務履行を確認した上で処分を行うこととする。



3 提出書類

ガイドラインの策定に伴い、一律に新たな提出書類を求める必要はなく、申請書、提出のあった書類及び当局の保有する情報に基づいて判断することとする。

なお、ガイドラインへの適合性について特に疑義がある場合には、その立証のための追加書類の提出を求めることとする。

添付物

在留資格の変更，在留期間の更新許可のガイドライン

1部

写し送付先

入国者収容所長

在留資格の変更，在留期間の更新許可のガイドライン

在留資格の変更及び在留期間の更新は，法務大臣が適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り許可することとされており，この相当の理由があるか否かの判断は，専ら法務大臣の自由な裁量に委ねられ，申請者の行おうとする活動，在留の状況，在留の必要性等を総合的に勘案して行っているところ，この判断に当たっては，以下のような事項を考慮します。

ただし，以下の事項のうち，1の在留資格該当性については，許可する際に必要な要件となります。また，2の上陸許可基準については，原則として適合していることが求められます。3以下の事項については，相当性の判断のうちの代表的な考慮要素であり，これらの事項にすべて該当する場合であっても，すべての事情を総合的に考慮した結果，変更又は更新を許可しないこともあります。

1 行おうとする活動が申請に係る入管法別表に掲げる在留資格に該当すること

申請人である外国人が行おうとする活動が，入管法別表第一に掲げる在留資格については同表の下欄に掲げる活動，入管法別表第二に掲げる在留資格については同表の下欄に掲げる身分又は地位を有する者としての活動であることが必要となります。

2 入管法別表第1の2の表又は4の表に掲げる在留資格の下欄に掲げる活動を行おうとする者については，原則として法務省令で定める上陸許可基準に適合していること

法務省令で定める上陸許可基準は，外国人が日本に入国する際の上陸審査の基準ですが，在留資格変更及び在留期間更新に当たっても，原則として上陸許可基準に適合していることが求められます。

3 素行が不良でないこと

素行については，善良であることが前提となり，良好でない場合には消極的な要素として評価され，具体的には，退去強制事由に準ずるような刑事処分を受けた行為，不法就労をあっせんするなど出入国管理行政上看過することのできない行為を行った場合は，素行が不良であると判断されることとなります。

4 独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること

申請人の生活状況として、日常生活において公共の負担となっておらず、かつ、その有する資産又は技能等から見て将来において安定した生活が見込まれること（世帯単位で認められれば足ります。）が認められますが、仮に公共の負担となっている場合であっても、在留を認めるべき人道上の理由が認められる場合には、その理由を十分勘案して判断することとなります。

5 雇用・労働条件が適正であること

我が国で就労している（しようとする）場合には、アルバイトを含めその雇用・労働条件が、労働関係法規に適合していることが必要です。

なお、労働関係法規違反により勧告等が行われたことが判明した場合は、通常、申請人である外国人に責はないため、この点を十分に勘案して許否を決定します。

6 納税義務を履行していること

納税の義務がある場合には、当該納税義務を履行していることが求められ、納税義務を履行していない場合には消極的な要素として評価されます。例えば、納税義務の不履行により刑を受けている場合は、納税義務を履行していないと判断されます。

なお、刑を受けていなくても、高額の未納や長期間の未納などが判明した場合も、悪質なものについては同様に扱います。

7 外国人登録法に係る義務を履行していること

外国人登録は、在留外国人の公正な管理のために行われており、外国人登録法に定める新規登録申請、変更登録申請等の義務を履行していることが必要です。

保 存 期 間 5 年

法務省管在第1303号

平成20年3月25日

地方入国管理局長 殿

地方入国管理局支局長 殿

法務省入国管理局長 稲 見 敏 夫

「在留資格の変更，在留期間の更新許可のガイドライン」策定に伴う在留審査上の留意点について（通達）

在留資格の変更及び在留期間の更新は，法務大臣が適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り許可することとされており，この相当の理由があるか否かの判断は，専ら法務大臣の自由な裁量に委ねられ，申請者の在留の状況，在留の必要性，相当性等を総合的に勘案して行っているところ，平成19年6月22日に閣議決定された「規制改革の推進のための3か年計画」を踏まえ，申請者の予見可能性を高める等の観点から，「在留資格の変更，在留期間の更新許可のガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を別添のとおり策定し，公表する予定です。

ついては，ガイドラインを踏まえ，入国・在留審査要領（以下「要領」という。）に定めるほか，下記の点に留意の上，審査することと願います。

なお，管下出張所長には，貴職から通知願います。

記

1 ガイドラインの位置付け

ガイドラインは許否の「基準」ではなく，相当性判断の代表的な考慮要素を示したものであり，ガイドラインに掲げる事項に適合していることを一般原則とするが，適合しない場合でも他の事情を総合的に判断した上で許可することは可能であり，適合している場合でも許可しないことは可能である。

2 留意事項

(1) 行おうとする活動が申請に係る入管法別表に掲げる在留資格に該当すること

要領第10編第4章第2節第1の1及び第5章第2節第1の1に従い、在留資格の該当性を審査する。

- (2) 入管法別表第1の2の表又は4の表に掲げる在留資格の下欄に掲げる活動を行おうとする者については、原則として法務省令で定める上陸許可基準に適合していること

要領第10編第4章第2節第2の2(1)ア及び第5章第2節第1の1(1)アに従い、上陸許可基準への適合性を審査する。

- (3) 素行が不良でないこと

退去強制事由に準ずるような刑事処分を受けた行為、不法就労をあっせんするなど出入国管理行政上看過することのできない行為を行ったことが判明した場合は、素行が不良なものとして取り扱う。

- (4) 独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有すること

日常生活において公共の負担となっていることが判明した場合及びその有する資産又は技能等から見て将来において安定した生活が見込まれない場合(世帯単位で認められれば足りる。)は、独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有しないものとして取り扱う。生活保護を受給しているなど公共の負担が認められる場合であっても、生活保護等を受給することとなった経緯、家族状況等から人道上の理由が認められる場合には、その理由を他の考慮要素とともに勘案した上で、許可することとして差し支えない。

- (5) 雇用・労働条件が適正であること

賃金等の雇用・労働条件が労働関係法規に適合していないことが判明した場合は、雇用・労働条件が適正でないものとして取り扱う。

なお、労働関係法規違反により労働基準監督機関による勧告等が行われたことが判明した場合は、通常、申請人である外国人に責はないため、直ちに不許可とすることなく、雇用・労働条件が改善されたり、別の機関に適正な条件で雇用されることなどを確認した上で許否を決定する。

- (6) 納税義務を履行していること

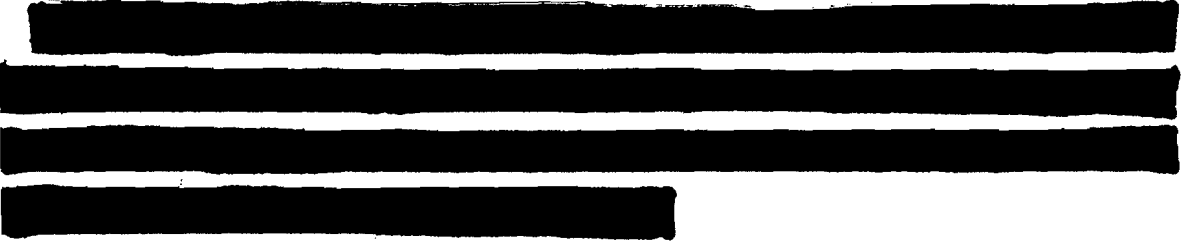
納税義務の不履行により刑を受けていることが判明した場合は、納税義務を履行していないものとして取り扱う。

なお、刑を受けていなくても、高額の未納や長期間の未納などが判明した場合で、悪質性が認められれば、納税義務を履行していないものとして取り扱う(課税証明書や納税証明書の記載から未納があることが判明しても、延納や分納が認

められている場合があるので、国税の納税証明書（その1，備考欄に延納等が認められている旨の記載のあるもの）の提出を求める等して確認する。）。

(7) 外国人登録法に係る義務を履行していること

外国人登録法に係る新規登録申請，変更登録申請，登録事項の確認申請などの義務を履行していないことが判明した場合は，平成19年12月21日付け法務省管第6682号に定めるほか，義務の履行を指導し，義務履行を確認した上で処分を行うこととする。



3 提出書類

ガイドラインの策定に伴い，一律に新たな提出書類を求める必要はなく，申請書，提出のあった書類及び当局の保有する情報に基づいて判断することとする。

なお，ガイドラインへの適合性について特に疑義がある場合には，その立証のための追加書類の提出を求めることとする。

添付物

在留資格の変更，在留期間の更新許可のガイドライン

1部

写し送付先

入国者収容所長

在留資格の変更，在留期間の更新許可のガイドライン

在留資格の変更及び在留期間の更新は，法務大臣が適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り許可することとされており，この相当の理由があるか否かの判断は，専ら法務大臣の自由な裁量に委ねられ，申請者の行おうとする活動，在留の状況，在留の必要性等を総合的に勘案して行っているところ，この判断に当たっては，以下のような事項を考慮します。

ただし，以下の事項のうち，1の在留資格該当性については，許可する際に必要な要件となります。また，2の上陸許可基準については，原則として適合していることが求められます。3以下の事項については，相当性の判断のうちの代表的な考慮要素であり，これらの事項にすべて該当する場合であっても，すべての事情を総合的に考慮した結果，変更又は更新を許可しないこともあります。

1 行おうとする活動が申請に係る入管法別表に掲げる在留資格に該当すること

申請人である外国人が行おうとする活動が，入管法別表第一に掲げる在留資格については同表の下欄に掲げる活動，入管法別表第二に掲げる在留資格については同表の下欄に掲げる身分又は地位を有する者としての活動であることが必要となります。

2 入管法別表第1の2の表又は4の表に掲げる在留資格の下欄に掲げる活動を行おうとする者については，原則として法務省令で定める上陸許可基準に適合していること

法務省令で定める上陸許可基準は，外国人が日本に入国する際の上陸審査の基準ですが，在留資格変更及び在留期間更新に当たっても，原則として上陸許可基準に適合していることが求められます。

3 素行が不良でないこと

素行については，善良であることが前提となり，良好でない場合には消極的な要素として評価され，具体的には，退去強制事由に準ずるような刑事処分を受けた行為，不法就労をあっせんするなど出入国管理行政上看過することのできない行為を行った場合は，素行が不良であると判断されることとなります。

4 独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること

申請人の生活状況として、日常生活において公共の負担となっておらず、かつ、その有する資産又は技能等から見て将来において安定した生活が見込まれること（世帯単位で認められれば足ります。）が認められますが、仮に公共の負担となっている場合であっても、在留を認めるべき人道上の理由が認められる場合には、その理由を十分勘案して判断することとなります。

5 雇用・労働条件が適正であること

我が国で就労している（しようとする）場合には、アルバイトを含めその雇用・労働条件が、労働関係法規に適合していることが必要です。

なお、労働関係法規違反により勧告等が行われたことが判明した場合は、通常、申請人である外国人に責はないため、この点を十分に勘案して許否を決定します。

6 納税義務を履行していること

納税の義務がある場合には、当該納税義務を履行していることが求められ、納税義務を履行していない場合には消極的な要素として評価されます。例えば、納税義務の不履行により刑を受けている場合は、納税義務を履行していないと判断されます。

なお、刑を受けていなくても、高額の未納や長期間の未納などが判明した場合も、悪質なものについては同様に扱います。

7 外国人登録法に係る義務を履行していること

外国人登録は、在留外国人の公正な管理のために行われており、外国人登録法に定める新規登録申請、変更登録申請等の義務を履行していることが必要です。